

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

金融分野におけるW T O規律の法構造

こてら あきら  
小寺 彰

Discussion Paper No. 99-J-45

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒100-8660 日本橋郵便局私書箱30号

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフ及び外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 金融分野におけるWTO規律の法構造

こてら あきら  
小寺 彰\*

### 要 旨

金融という事業活動は、他の多くの産業分野と同様、従来はもっぱら国内的な規律に服し、国際的な規律があまり意識されることはなかった。しかし、1986年から始まったガット・ウルグアイラウンドで作成されたGATS（「サービス貿易に関する一般協定（General Agreement of Trade in Service）」）のなかでは、金融サービスは通信サービスと並んで重点分野とされ検討が進められた。こうした背景には、金融分野についても世界規模のグローバルな市場が生まれつつあるという状況があるといわれる。つまり、GATSによる規律づけは、グローバルな市場に見合う形で国際的な規制の誕生と位置づけである。

GATS金融サービス協定は、MAI（「多国間投資協定 Multilateral Agreement on Investment」）などが頓挫するなかで、金融分野の自由化の法的枠組みとして、特筆すべきものである。しかし、市場が完全にグローバル化した分野と、依然として国ごとに市場画定をなしうる分野では、その意味が異なることに注意する必要がある。前者については、そもそも国ごとの規制では十分対応できず、それゆえにすでに、バーゼル銀行監督委員会を通じた銀行監督の国際的な強化が実施されている。そこでは、GATSは、バーゼル協約・合意と平仄を合わせ、グローバル市場を支える枠組みと評価できる。それに対して、後者においては、当面、GATSは外国企業が進出しやすい環境作り（「漸進的な自由化」）を実施するための枠組みとして位置づけるのが適切であろう。

キーワード：GATS、GATT、WTO、金融サービス、サービス貿易  
JEL classification：K33

\*東京大学教養学部教授(E-mail: kotera@waka.c.u-tokyo.ac.jp)

---

本稿は、筆者が、1997年10月から1998年9月まで日本銀行金融研究所客員研究員として滞在した際の研究成果である。もちろん、本稿にあり得べき誤りはすべて筆者の責任である。

## 目 次

．はじめに .....	1
．GATS金融サービス協定の構造 .....	2
1．サービス貿易とは .....	2
2．GATSの構造 .....	6
3．GATSの基本原則 .....	7
4．GATSと国内規制 .....	9
5．金融サービス協定の評価 .....	14
．金融分野における国内規制の特質 .....	16
1．金融規制における自由化の位置 .....	16
2．国際的な銀行監督の強化 .....	18
3．GATSとの関係 .....	21
．おわりに .....	22

## ．はじめに

金融という事業活動は、他の多くの産業分野と同様、従来はもっぱら国内的な規律に服し、国際的な規律があまり意識されることはなかった<sup>1</sup>。経済分野の国際規律は、物品の貿易について語られるのがほとんどで、それもはなはだ弱いものであった。

しかし、1970年代初頭から、サービスを物品に例えて「サービス貿易」と捉える見解が現れ<sup>2</sup>、1986年から始まったガット・ウルグアイラウンドでは、サービス貿易が交渉テーマとして取り上げられ、「サービス貿易に関する一般協定（General Agreement of Trade in Service, G A T S）」が作成された<sup>3</sup>。

G A T S は、金融サービスを含むサービス一般に関する包括的な国際法規律と位置づけられるものであり、特に金融サービスは通信サービスと並んで規制分野として重視された。しかし、ウルグアイラウンドの終結時には、金融サービス分野に関する交渉は妥結せず、継続交渉となった<sup>4</sup>。継続交渉は、まず1995年7月までもたれ、日本、E C等については暫定的に妥結したが、アメリカは最恵国待遇原則(後述)の免除登録を行って事実上この合意に参加しない形となった。その後交渉が再開されてようやく、アメリカも参加する形で1997年12月に交渉が妥結し、金融サービス分野にG A T S が全面的に適用されることとなっ

---

<sup>1</sup> 本稿で取り上げるG A T S 成立前に、金融分野の国際規律がまったくなかったというわけではない。ただし、<sup>1</sup>で検討するパーゼル銀行監督委員会によるパーゼル協約を除くと、南の債務国に関するものだけだった。Cf. James V. Hackney and Kim Leslie Shafer, "The Regulation of International Banking: An Assessment of International Institutions", North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation, Vol.11 (1986), p.475ff.

<sup>2</sup> 美根慶樹、「サービス貿易の自由化について」、蟬山昌一・浅野正一郎・上野光平編『サービス貿易摩擦』、1986年、pp.9-16参照。

<sup>3</sup> W T O 規律は、実体法のレベルでは、G A T S とともに、物品の貿易を規律する「関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）」、知的財産権を規律する「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（T R I P S）」を3本柱とするものである。W T O 諸協定については、外務省経済局国際機関第一課編、『解説W T O 協定』、1996年参照。

<sup>4</sup> 外務省経済局サービス貿易室編、『W T O サービス貿易協定』、1997年、pp.3-10参照。

た（日本は1999年2月26日に「サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書」として公布）。

またその野心性ゆえに昨年交渉が挫折した、投資自由化を目的とした多数国間投資協定（Multilateral Agreement on Investment, MAI）<sup>5</sup>でも、金融分野の投資自由化が強く念頭におかれ、金融分野についての特則規定が予定されていた<sup>6</sup>。

金融サービスについて国際的な規律システムが生まれ、特に重視されている背景には、金融分野について世界規模のグローバルな市場が生まれつつあるという状況があるといわれる。つまり、グローバルな市場に見合う形で国際的な規制が誕生したと位置づけられ、それに応じた金融分野に関する国際規律の誕生・発展は、至極当然の事柄だといえそうだ。

しかし、ことはそれほど単純なのであろうか。本稿では、金融サービスについてのGATSの構造を分析し、その意味を確定することにしたい。

## ・ G A T S 金融サービス協定の構造

### 1 . サービス貿易とは

GATSは、国際経済におけるサービスの重要性の増大に対応して、物品の国際的な移動と平行に存在するサービスの国際的な移動に着目して作成された。

---

<sup>5</sup> 1995年からOECDで、高水準の投資自由化・保護を目指す多数国間の枠組みとして、MAI交渉が始まったが、欧米での反対運動を受けて、1998年4月に交渉が停止され、同年10月にフランスの交渉不参加が表明されて、交渉失敗に終わった。なお、MAIについては、小寺彰、「多数国間投資協定 - 投資自由化体制の意義と課題 - 」、日本国際経済法学会年報7号、1998年、p.1ff参照。

<sup>6</sup> 交渉停止直前の1998年4月24日草案では、第7部が金融サービスに当てられている。谷岡慎一・大久保直樹、「多数国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）交渉テキスト（1998年4月24日版）本文全訳・下」、『貿易と関税』、1998年10月号、pp.102～104参照。

協定の対象となるサービスについては定義規定はなく、単に「政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービス」(GATS1条)をいうとして、民間事業者が提供するサービスを広く包括的に含むものとしている。ただし、「金融サービス」については、「金融サービスに関する附属書」(以下「金融サービス附属書」)が、「金融の性質を有するすべてのサービスであって加盟国の金融サービス提供者が提供するものをいう」と一般的に定義する。そのうえで、金融サービスは、保険及び保険関連のサービス、銀行サービスその他の金融サービスからなるとし、「保険及び保険関連のサービス」、「銀行サービスその他の金融サービス」を広い範囲にわたって例示している(5項)。

「保険及び保険関連のサービス」として挙げられているものは、元受保険(生命保険及びその他の保険)、再保険及び再々保険、保険仲介業(保険仲立業、代理業等)、保険の補助的なサービス(相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス等)。

「銀行サービスその他の金融サービス」として挙げられているものは、公衆からの預金その他の払い戻しを要する資金の受入れ、すべての種類の貸付け(消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む)、ファイナンス・リース、すべての種類の支払及び送金のサービス(クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む)、保証、自らの又は顧客のために行う次のものの取引(短期金融市場商品・外国為替・派生商品・為替及び金利の商品、譲渡可能な証書及び金融資産)、すべての種類の有価証券の発行への参加(委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む)、資金媒介業、資産運用(現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス)、金融資産(有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む)のための決済及び清算のサービス、他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア、から までのすべての活動についての助言、仲介その他の補助的金融

サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む）。

これらには、現在わが国で銀行や証券会社、保険会社等が提供するサービスのすべてがほぼ含まれるとみてよい。また金融サービス附属書は、金融サービス分野でGATSが適用されない「政府の権限の行使として提供されるサービス」として、「（i）中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動、（ii）社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動、（iii）公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動」が挙げられる。

次に問題になるのは、「国際的移動」の意味である。GATSは、サービスの国際的な移動が、「（a）いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供、（b）いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの、（c）いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの、（d）いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの」（GATS1条2項）を指すと規定する。

（a）は、提供者と消費者が、別々の国に所在する形態で、通信回線等を媒介にして、サービスを提供する形態である - cross-border tradeと略称される - 。例えば、日本に所在するX社が、アメリカに所在するY社に連絡して融資を受けるといった形である。これは、物品と対応する形でサービスが貿易されると考えることがもっともぴったりする形態である。元来、サービス貿易という観念が提唱されたのは、この形を念頭においていた。

（b）は、消費者が提供者の所在する国に行って、サービスの提供を受ける形態である - consumption abroadと略称される - 。例えば、日本に所在するX社の支店がアメリカにあり、現地でアメリカに所在するY社から融資を受けるといった形である。この形態では、サービス自身は国境を越えることなく、提供

者の所在する国内で提供され、そして消費される。

(c) は、提供者が業務上の拠点を、消費者の所在する国に置いて、消費者にサービスを提供する形態である - commercial presence と略称される - 。例えば、アメリカに所在する X 社が日本に支店又は子会社を設置して、日本に所在する Y 社に対して融資するという形である。この形態は、(b) と同様に、サービス自身は国境を越えることはない。ただし、(b) とは異なり、サービスの提供及び消費は、いずれも消費者の国内で実施される。

(d) は、他国の提供者が消費者の所在国でサービスを提供する点では、(c) と同様であるが、その提供が、(c) では業務上の拠点を通じて行われるのに対して、(d) は、自然人によって行われる点で異なる - the presence of natural persons と略称される - 。例えば、日本に所在する X 社が、アメリカに所在する Y 社に対して、日本で提供する新規の金融サービスの開発を依頼して、Y 社が日本に派遣した専門家が X 社のために新サービスの開発を行うという形である。

この 4 形態のなかで、物品の貿易にもっともうまく対応するのは、(a) の形態であるが、サービス貿易を上記のような諸形態だと認識すると、(c) の形態によって提供されるサービスの分量が最大となる。(c) の形態では、他国に業務上の拠点、支店・子会社等を設置することが必要になる、つまり投資を必然的に伴うのである。サービス貿易の自由化は、サービス分野の投資自由化に他ならないという面があることに注意しておく必要がある。

金融サービス分野では、(a)、(b)、(c) の形態が重要であるといわれるが<sup>7</sup>、特にサービス分野において注目されているものは、(a) の形態を中心にして、場合によっては (c) の形態すらとらずに提供される、越境銀行サービス (cross-border banking service) である<sup>8</sup>。越境銀行サービスが可能になったのは、コンピュータによるデータ処理能力の向上と通信技術の発展のためである。24 時間を通して世界各国の市場 (ロンドン、ニューヨーク、東京等) で

---

<sup>7</sup> Dilip K. Das., "Trade in Financial Services and the Role of G A T T", Journal of World Trade, Vol.32(6)(1998), p.97.

<sup>8</sup> Lawrence L.C. Lee., "The Basle Accords as Soft Law", Virginia Journal of

行われる銀行間取引や、インターネットを媒介にして、例えば日本の顧客がインターネット業者が提供するホームページ上の指示に従ってニューヨーク証券市場から直接に株式を買い付けるような形態を思い浮かべてもらいたい。この形態でも、国ごとに市場が存在すると観念できる。しかし、その場合であっても、その市場へは全世界から参加することができ、その結果、市場ごとのパフォーマンスの高さについての比較が極めて容易になり、市場ごとの個性がなくなって実質上単一の市場が存在しているのと同じ結果になるとみることができる。このような現象は外国為替市場をみれば容易に理解できよう。

## 2 . G A T S の構造

G A T S には、基本原則と一般的な規則を定めた本体部分と分野ごとの特則を定める附属協定から構成される。G A T S の重要分野の一つである金融サービスについては、本体部分以外に、金融分野に即した2つの附属協定(金融サービス附属書と「金融サービスに関する第2附属書」 - これはウルグアイラウンド終了時に金融交渉が未決着だったために最恵国待遇適用免除・特定の約束変更等の期間延長を認めた経過規定 - )と「金融サービスに係る約束に関する了解」(金融サービス了解)、そして「特定の約束に係る表」(約束表)が作成され、これらを総称して金融サービス協定とよばれる。

G A T S 本体は、金融サービスに限らず、サービス全般に適用される一般原則等を規定する。それに対して、2つの附属協定は、金融分野の特殊性に照らして、金融分野のみに適用される特則を規定している。このような個別分野に即して、有意味な特別協定が作成されたのは、通信サービス分野と金融サービス分野に限られており<sup>9</sup>、G A T S における金融サービス分野の重視が窺われる。

約束表に挙げられる「特定の約束」は、内国民待遇原則や市場アクセス等のG A T S 第3部の義務について、個々の国家が提出する約束のことである。そ

---

International Law, Vol.39(1988), p.13.

<sup>9</sup> その他に、自然人の移動、航空運送、海上運送について附属協定が作られたが、航空運送

ここでは、提出国が義務を負う範囲を、自発的に約束するという形式がとられている。これは、自ら引き受ける義務の範囲を示すことから、ポジティブ・リスト方式とよばれ、義務を除外するためのネガティブ・リスト方式と対比される。この約束は、G A T T上、関税率の上限を約束する譲許表と対応するものとされ、国家間の交渉で決められた。

特定の約束の仕方については、G A T S第3部に規定されているが、金融サービス分野については、それ以外の方法をとることも許されている。この代替的な方法を規定するのが、「金融サービスに係る約束に関する了解（金融サービス了解）」である。形式的には、金融サービス了解は、マラケシュ最終議定書の一部を構成するが、それ自身では法的拘束力はなく、金融サービス附属書とは性質を異にする。しかし、実質的には、先進国は特定の約束のなかで、金融サービス了解に従うことを謳って追加的な義務を負っている。金融サービス了解によって具体的に負う義務として重要なものは次の通り。マーケットアクセスとしては、独占権の縮小・撤廃のための努力義務、公的機関が購入する金融サービスについての最恵国待遇・内国民待遇の確保 - サービス分野の政府調達先例と位置づけられる - 、越境取引としては、宇宙保険等の提供許可義務、業務上の拠点としては、他の加盟国の金融サービス提供者への業務上の拠点設置・拡張権の付与、内国民待遇としては、他の加盟国のサービス提供者に対して、公的機関が運用する支払・清算制度等の利用の認可、金融サービスを提供するための自主規制団体等への参加等。

### 3 . G A T Sの基本原則

G A T S本体は、基本原則として、最恵国待遇、内国民待遇原則、透明性を規定する。最恵国待遇原則、内国民待遇原則は、G A T Tにおいても従来から基本原則の位置を占めてきた。最恵国待遇原則は、すべての国のサービス及びサービス提供者を等しく扱うこと（2条）、また内国民待遇原則は内外のサービ

---

について、G A T Tの適用除外を定めた以外は、重要な規定はない。

ス及びサービス提供者を等しく扱うこと（17条）を義務づける。両者を合わせて、サービス貿易の「自由・無差別」が保障される。最恵国待遇原則については、「第二条の免除に関する附属書」に掲げられない限り、すべてのサービス分野で各国が従う義務を負う。それに対して、内国民待遇原則については、後述の市場アクセスとともに、各国が選択的に受け入れた範囲で義務を負えばよい。つまり、各締約国が別途に提出した約束表記載分野でのみ義務を負えばよく、最恵国待遇原則よりは緩やかな規律になっている。もちろんこのような約束表記載分野については、その後、交渉によって適用例外を減らしていくものとされており、現在のままでとどまり続けることができるものではない。

従来は、各国のサービス規制のなかには、他国が自由化する限度で、自国の自由化も行うというものが少なからずあった。これが相互主義である。最恵国待遇原則又は内国民待遇原則は、ともに他国の自由化の程度とは関わりなく、外国事業者及びその提供するサービスを同一に扱い、また自国事業者及びその提供するサービスと同一に扱うことを要求するものであり、相互主義とはまったく異なる原理であることを理解しておく必要がある。

ウルグアイラウンド終結時に金融サービスにGATSが適用されなかったというのは、金融サービス分野について、各国が約束表によって負う義務が少ないとアメリカが考えて最恵国待遇原則を適用しない旨を登録したことを指す。そして2回にわたる交渉を経て、アメリカも金融サービス分野について最恵国待遇原則を適用することを約束した。

透明性は、国内規制措置が外国からも十分知りうる状態にすることをいう。そのため、GATSは、具体的には、加盟国の措置や関連協定の公表、法令上、行政上の指針を変更した場合に、WTOの機関であるサービス貿易理事会に通報する、そしてまた他の加盟国が知りたい場合にはきちんと知ることができるような措置をとることを規定する（3条）。

透明性の第1の目標は、外国事業者に国内措置を周知してその予測可能性を高めてサービス貿易の自由化を推進することにあるが、それにとどまるものではなく、第2に漸進的自由化を促進するという役割も期待されている。各国の

国内規制をはっきりさせて諸国が正しい認識をもち、そのうえで初めて不必要な規制を減らしていけるという狙いがある。

#### 4 . G A T S と国内規制

サービス貿易の場合、物品の貿易の場合よりも各国の国内規制は一般的には強い。それは、一つには、物品の貿易の場合には、物品だけが国境を越えて入ってくるにすぎないが、サービスの貿易の場合（特に（c）の形態）には、企業活動が消費者の所在する国の領域で営まれることが多いためである。また一つには、従来から、金融や通信に代表されるサービス事業は、国民生活のインフラストラクチャをなすものとして、従来は厳しい政府規制の下におかれていた。つまり、サービス貿易、特に金融サービス分野は、二重の意味で厳しい政府規制の下にあった。

G A T T では、最恵国待遇や内国民待遇とは別に国内規制自身を問題にすることはほとんどなかったが、サービス分野は、以上のような性質をもつために、サービス貿易に単純に内国民待遇原則を適用しても、外国からのサービス提供が円滑には行われぬという問題点が指摘された。言い換えると、国内規制自身に自国サービス産業を守る面があり、サービス貿易の自由化を実質的に保障するために各国の国内規制それ自身を俎上にのせる必要性が認識されたのである。

そこでG A T S は、国内規制を、供給量等、量を単純に規制する量的規制と、それ以外の質的規制に分けて、それぞれに対する規定を設けた。

量的規制に対しては、市場アクセス（16条）として処理され、具体的には、国内規制を直接的に減らすことが目指された。現行の国内規制を前提にした形では、外国からのサービスの提供が十分円滑に行われ得ないと一般的に言いうるが、特に数量的な規制が実施されているとサービス市場への新規参入が難しくなり、引いては外国事業者からのサービス提供が実質的に確保されなくなるからである。G A T S 16条は、「（a）サービス提供者の数の制限、（b）

サービスの取引総額又は資産総額の制限、(c)サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限、(d)特定のサービスの分野において雇用され又はサービスの提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限、(e)サービスが合併企業等の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置、(f)外国資本の参加の制限」を禁止する。例えば、サービス提供者の数が制限されている場合を考えると、既存事業者には、過剰利潤が確保されると同時に、新規事業者の参入はなかなか進まないことが理解できるはずである。なお、従来は、サービス産業について、需給調整的な規制が多かったが - 例えば、1997年2月改正前のわが国の電気通信事業法は、電気通信回線をもつ第一種電気通信事業者について需給調整条項(10条2号)を設けていた -、GATS上はもはや許されない。

このような市場アクセスは、国がサービスの供給量について人為的な制限をしてはいけないという考え方が基本になっている。

質的制限については、量的制限のように、一律にすべてを廃止することはできない。例えば、自動車の運転免許制度を考えれば、このことは容易に理解できよう。自動車免許制度をなくせば、自動車の需要が増えて、外国製自動車の輸入が増えるといっても、「道路における危険防止」(道路交通法1条)が果たせなくなる。しかし、質的規制であればすべてが許容されるとすると、外国からのサービス提供が不当に妨げられる恐れも生まれる。そこで必要な規制と不必要な規制を仕分けることが必要になる。

GATS6条が仕分け基準として採用したのは、国内規制の合理性、客観性、公正性である。つまり加盟国が実施する国内規制はこの3条件を満たさなければならない。そこで具体的に、合理的、客観的、公正な国内規制とは何かが問題になる。GATS6条は、特に重要なポイントだけを具体的に規定する。行政上の決定について迅速な審査を行う司法裁判所等の、加盟国の設定義務(2項)。

申請に対して合理的期間内に応答又は処理をする加盟国の義務(3項)。 資

格要件等の客観性、資格審査手続等に関するサービス貿易理事会の規律作成（4項）。 サービス貿易理事会による規律作成前の期間における、特定約束分野において、特定約束を無効化侵害するような透明性等の基準に適合しない免許要件等を加盟国が適用してはいけない義務（5項）。 自由職業サービスに関して特定の約束を行った分野において自由職業家の能力を確認するための手続の設定義務（6項）。

では、行政上の決定についてサービス提供者が司法裁判所等で救済を得る途を確保することを加盟国に義務づける。ただし、救済機関を、憲法上、行政機関から独立させることまで要求してはならず、「公平な審査」が行われるように確保すれば足りる。 については、わが国には従来規律がなく、G A T Sに入る直前に作られた行政手続法9条によって、 の義務を担保した<sup>10</sup>。

は、サービス貿易理事会 - W T OのなかでG A T Sの実施を担当（W T O協定4条5項）<sup>11</sup> - が、「資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、同理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成する」（4項）と規定して、将来、加盟国の質的国内規制を調和（又は接近）させる（harmonization）ための作業を予定する。

は、サービス貿易理事会の規律作成前であっても、加盟国が特定の約束を行った分野、つまり内国民待遇、市場アクセスを約束した分野については、その特定約束の意味を失わせるような規制を行ってはいけないことを規定する。特定約束を行って市場が開かれたのに、質的規制によってその意味が失われなないようにしなければならないという趣旨である。 も と同趣旨である。

このように一般的には、質的規制に関する規律は、具体的な規制の側面では、若干の手続上の義務を課したにとどまった。実体的な義務の側面では、現在のところは、合理的、客観的、公正な国内規制の実施の確保という抽象的な義務

---

<sup>10</sup> Koji Tsuruoka, "The General Agreement on Trade in Services-Implementation by Japan," Japanese Annual of International Law, No.38, 1995, p.40.

<sup>11</sup> W T Oの組織構成については、外務省経済局国際機関第一課前掲書、pp.15～16、21、39

の賦課にとどまり、具体的な規律は将来のWTOでの作業に委ねたために、加盟国に課された義務は緩やかなものにとどまった。つまり、質的国内規制については、量的国内規制のように、一律に不要だとは結論せずにその必要性を肯定したために規制の在り方を直ちに確定することは難しいものとなったのである。

ただし、内国民待遇等に関して特定の約束を行った分野については、規律が作られる前であっても、免許要件等に関して、透明性・客観性等の原則に反する規制が特定約束を無効化侵害しないことを確保する義務を課した。この規定は内国民待遇や市場アクセスの仕組みに照らして極めて合理的であるが、それがどの程度実効性をもちうるかは、この点に関する紛争がWTO紛争解決手続に持ち出されてみて初めて示されよう。

いずれにしても、量的規制の場合に対応して、質的規制についても、特定の約束を行った分野以外には、はなはだ弱い義務しか加盟国に課されなかった。

以上の枠組みは、当然に金融サービスについても妥当するが、それに加えて金融サービスについての特則が、金融サービス附属書に定められた。この点で重要なのは、「信用秩序維持のための措置」と「信用秩序維持のための措置の承認」である<sup>12</sup>。

前者の「信用秩序維持のための措置」の代表例は、「投資者、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置」であり、加盟国はこの措置をとることを妨げられない。これは金融分野の規制が自由化の達成のみを目指すものではなく、信用秩序維持が、他の政策目的として別途追求されるべきものであると肯定されたためである。

後者の「信用秩序維持のための措置の承認」とは、加盟国が「金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序維持のための

---

参照。

<sup>12</sup> これら以外に金融サービス附属書に規定されているのは、附属書の適用範囲等、紛争解

他の国の措置を承認する」ことをいう。この規定によって想定されていたのは次のようなケースである。例えば、「特定国との制度の類似性や特定国の中央銀行又は金融当局による認可の有無等に基づいて金融機関の信用力を判断し、その信用度が高いと判断される場合には許可に必要な条件を一部免除したりするケース」<sup>13</sup>。また金融機関に対して、総資産の一定比率の積み立てを義務づける自己資本比率規制を要求する場合に、その方法としては、資産の種別に応じて危険率をかけるリスク・アセット・レシオ方式をとるか、資産の単純合計に対して一定の自己資本を要求するとのギアリング・レシオ方式をとるか等があるが、その選択について、他国の措置を承認するという例<sup>14</sup>。このような措置は最恵国待遇原則に形式的には反するが、信用秩序維持のための手法として採用が認められた<sup>15</sup>。

---

決、定義である。

<sup>13</sup> 外務省経済局サービス貿易室前掲書、p.114。

<sup>14</sup> 沢田壽夫、「WTOと金融サービス」、『貿易と関税』、1997年5月号、pp.38～39。

<sup>15</sup> MAIは投資規律のために、交渉草案でも、一般的な規制事項はGATTと異なる部分も多い。MAIの投資一般についての実体的な規制事項は、投資自由化規律と投資保護に分かれる。まず投資自由化規律は次の通りである。内国民待遇及び最恵国待遇、透明性、投資家及び幹部職員の一時的入国・滞在及び就業、幹部職等の国籍及び雇用要求禁止、パフォーマンス要求禁止、民営化、独占・国営企業・免許、政府権限を受任した企業、投資インセンティブ、承認取極、認可手続き、自主規制団体のメンバーシップ、知的財産権、公的債務、民間慣行、技術研究開発、環境・労働基準の低下禁止、環境・労働に関する追加的条項。次に投資保護は、一般的待遇、収用及び補償、戦争からの保護、移転、情報移転及びデータ処理、弁済による代位、既存の投資保護からなる。またMAIには、金融サービスに関する特則が設けられる予定であった。項目だけ挙げると、信用秩序維持のための措置、承認取極、認可手続（金融サービス企業の投資又は運営に関する届出手続の整備と周知）、透明性（個人情報へのアクセス確保の不要性）、情報移転及びデータ処理（領域外からの電子媒体によるデータ移転等の妨害禁止）、自主規制団体及び諸団体のメンバーシップ（自主規制団体のメンバーシップに関する内国民待遇の確保）、支払及び清算制度・最後の貸し手（支払・清算制度（最後の貸し手は含まない）へのアクセスの付与）、紛争解決（金融専門家の起用）、金融サービスの定義からなる。このうち信用秩序維持のための措置、承認取極、紛争解決は、GATTと同趣旨であるが、情報移転及びデータ処理、自主規制団体及び諸団体のメンバーシップ、支払及び清算制度・最後の貸し手は、GATT上の義務を越えたものであり、もしMAIが成立していたら、金融サービス分野について一層自由化された枠組みとなったと思われる。もちろんこのようなMAI草案上

## 5 . 金融サービス協定の評価

金融サービスについては、GATS金融サービス協定によって、金融部門の恣意的規制措置が排除されてオープンな金融制度に移行し、法的安定性が向上するという肯定的な評価が多い<sup>16</sup>。

GATSのサービス規律は物品の貿易を規律するGATTをモデルに作成された。GATTの規律は、本来は、関税の譲許 - 関税率の上限を対外的に約束すること - を主として、それを実効化するために通商規律を規定する点に特色がある。この通商規律の原則が、最恵国待遇原則、内国民待遇原則である。つまり、諸国は物品ごとに関税率の上限を約束し、それに合わせて約束を無意味なものにしないよう通商規律の拘束を受けるのである。例えば、X国がY国のA産品について関税率を100パーセントから50パーセントに引き下げること成功したと仮定しよう。今までA産品については、関税による価格引き上げ効果によって、X国からY国に輸出することができなかったが、関税引き下げによって一定量の輸出が可能になったとX国が思った。ところが、突然Y国がA産品の輸入禁止を実施したら、関税引き下げ交渉の意味は失せてしまう。こうならないためには、輸入禁止を含む輸入数量制限の禁止義務を課さなければならないことになる。

この仕組みの基本的発想は、2国間を基礎に輸出利益を相互に供与し合い - それゆえにGATTの基本原則として、最恵国待遇と一見矛盾する相互主義が挙げられている - 、その付与した利益を他国に均てんするというものである。ところが数次の交渉を経て、関税が引き下がったため、国内規制を非関税障壁と捉えてそれに対する国際規制を強めることに関心の重点が移り、そこで通商規制が関税譲許に従たる地位から関税譲許と並ぶ主要な関心事項になった。

---

の規定は、将来GATTの金融サービス分野の交渉が再開されれば、金融サービス附属書に掲げられる有力な条文候補といえよう。

<sup>16</sup> 例えば中北徹、「金融サービスに関する協定」、佐々波楊子、中北徹編『WTOで何が変わったか』、1997年、p.119。

GATSによるサービス貿易規律は、この延長線上にある。GATTによって物品の貿易規律が強化されたのに、「サービスの貿易」が国際規律に服していないのは、不合理であるという主張こそが、GATSを誕生させた第1のモチーフである。しかし、貿易という媒介概念を持ち込むことによって、GATTで発展してきた規制をサービス分野にそのまま移すことができないことは、GATSが、量的国内規制は市場アクセスとして否定するという単純明快な解決を行いながら、他方質的規制についてはそういう解決ができなかったことに示される。質的規制については、4で指摘したGATS6条を作成し、また金融サービス分野に即して、「信用秩序維持のための措置」や「信用秩序維持のための措置の承認」を規定した。これは、GATSが、貿易的な発想からする自由化に、他の政策目的を完全に従属させることはできないと判断し、自由化の目的と金融分野固有の政策目的の両立可能性を探ろうとした結果だとみることができる。

つまり、先の肯定的な評価が可能かどうかは、質的国内規制が金融サービス分野でどのような位置を占め、それをGATSがどのように取り扱うかによる。この点については、おおよそ2つの評価がある。

第1は、GATSによる自由化を達成するためには、サービス分野について、各国の国内規制の調和がなければ不可能であり、それは可能だというものである<sup>17</sup>。第2は、そもそも各国の国内規制を調和させるといっても、既存の国内規制には、それぞれ歴史があり、また各国の固有の経済・社会状況に根ざしている。したがって、国内規制の調和などということは不可能だというものである<sup>18</sup>。GATSの将来について、楽観、悲観の二つの立場がそこには存在する。この点を、金融分野に即して検討することにしたい。

---

<sup>17</sup> Joel P. Trachtman, "Trade in Financial Services under GATT, NAFTA and EC: A Regulatory Jurisdiction Analysis," *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol.34, 1995, pp.121-122

<sup>18</sup> Werner Moschel, "International Free Trade in Banking Services," in Daniel Friedmann and Ernst-Joachim Mestmacker eds., *Rules for Free International Trade in Services*, 1990, p.227.

## ・金融分野における国内規制の特質

### 1. 金融規制における自由化の位置

金融分野の代表的業務に銀行業がある。わが国の銀行業を規制する銀行法は、第1条でその目的を次のように規定する。

「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」

銀行法は、究極の目的として、国民経済の健全な発展を措定し、それを実現するための下位の目的として、信用の維持、預金者等の保護の確保、金融の円滑化を図ることを挙げる。GATSが目指す金融市場の自由化が金融の円滑化に資し、それによって国民経済の健全な発展が実現するという途を想定できるが、金融市場の自由化は他の2つの下位の目的である信用維持、預金者等の保護の確保とは緊張関係に立つこともありうる。

信用維持等のために、歴史的には、各国は従来、銀行に対して厳しい金融規制を行ってきた。しかし、1970年代後半に入ると、厳しい金融規制がマクロ経済面での資源配分を歪め、また極めて高い行政のコストを要し、さらに国際化のなかで国内金融市場を国際市場から遮断することはできないという認識が深まり、旧来の規制では国民経済の発展にマイナスであるとして金融規制の緩和が図られた。具体的には、金融監督当局と金融機関との、非公式的な関係も含む密接な連携関係によって金融政策を実施するのではなく、競争法、消費者保護法等の客観的なルールに基づく規制の下で金融機関は自由な経済活動を実施し、必要な場合には、客観的なルールに基づいて監督当局が「信用秩序維持のための措置」を発動するという仕組みに変わった<sup>19</sup>。つまり、信用維持や

---

<sup>19</sup> Mads Andenas, "The Right to Provide Financial Service and the European Commission as Legislator," in Joseph J. Norton, Mads Andenas and Mary Footer ed., *The Changing World of International Law in the Twenty-First Century: A Tribute to the Late Kenneth R. Simmonds*, 1998, pp.242-243.

預金者等の保護を確保するための客観的な国内規制は、従来にも増して重要性が高まった。

GATSが対象とする国際的な金融サービスの提供では、金融規制は一層複雑な問題を生む。GATS金融サービス協定上は、「業務上の拠点」に、子会社、合併企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所等を含む。したがって、内外無差別の観点からは、日本に本拠をもつ金融機関、外国から支店形態で日本に進出した金融機関、外国から子会社形態で日本に進出した金融機関をすべて同一に扱うことが要求される。サービス貿易の自由化の観点からは、サービス提供者が、自らの都合と進出先国の都合を総合的に判断して、もっとも都合の良い形態を選んで進出できるようにすることが望ましく、そのためには「業務上の拠点」によって、進出先の現地国（輸入国）の取扱いが異なる方が良いからである。

他方、信用維持等の観点からは、のうち、日本のみで業務を行うものについては監督当局が十分に規制することができるが、他方 のうち外国業務を行うもの、また 、 については、日本の監督当局が規制することはなかなか難しい<sup>20</sup>。そして規制が容易だとされる のうち国内業務のみを行うものは、一部の中小の金融機関に限定される。

また と の比較では、 の形態では、一応わが国に設立された子会社について、信用上のリスクを規制し、またリスクに備えた措置を要求できるが、の形態では、支店単位で信用上のリスクを算定しても意味があまりなく、外国にある本拠を含めて全体的に信用上のリスクを算定するほかはない。その点では、進出先の現地国単独の規制の意味は極めて薄くなる<sup>21</sup>。

このように、銀行業に即すと、自由化だけが唯一の政策目的ではありえず、実は自由化と一定の緊張関係に立つ信用維持、預金者等の保護の確保等を十分に追求しなければならないが、他方、銀行業務に対する規制緩和やその国際化

---

<sup>20</sup> 弥永真生、「邦銀の海外活動および外国銀行の規制」、『ジュリスト』1095号、1996年、p.155。

によって、自由化以外の他の政策目的を実現するための方途が難しくなったのである。

## 2. 国際的な銀行監督の強化

銀行が世界各地に支店や子会社をおき、相互に密接に連携して業務を展開するようになったのには、第2次大戦後のことである。しかし、各国は従来通り国ごとにばらばらに銀行監督を行い、銀行業務の広がりや銀行監督の手法にギャップが生まれた。この矛盾が最初に露呈したのが、1974年に起こったヘルシュタット（Herstatt）銀行事件である。

ヘルシュタット銀行事件とは、ドイツに本店をおくヘルシュタット銀行が外国為替の先物取引の失敗によって破綻した事件であるが<sup>22</sup>、その際に、国際的な活動を行っている銀行が破綻すれば、その母国にとどまらず、他国の信用秩序に波及し、場合によっては世界の信用秩序自身を崩壊させる恐れが強く認識されるようになった。それに対応して先進各国は、銀行監督の国際的な調整を行うために、1974年に、先進12カ国の大蔵省、中央銀行等、銀行監督当局によって構成されるバーゼル銀行監督委員会（The Basle Committee on Banking Supervision）を設置した<sup>23</sup>。

バーゼル銀行監督委員会は、1975年に、「バーゼル協約（Basle Concordat）」を作成し、銀行監督の在り方を示した。その内容は次の通り。

「（1）外国銀行への監督は、現地国と母国の共同責任でなければならない。

（2）外国銀行に対して監督が及ぶべきであり、各国は外国銀行を監督すべきであり、監督は、現地国及び母国双方によって適正に判断すべきである。

---

<sup>21</sup> 弥永前掲論文、pp.157～158参照。

<sup>22</sup> 澤木敬郎・石黒一憲・三井銀行海外管理部、『国際金融取引2』、1986年、pp.177～183参照。

<sup>23</sup> Hackney et al., op. cit., pp.488-490; 島畑与一、「米国国際貸出監督法とバーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制の展開」、『静岡大学法経研究』43巻4号、1995年、pp.39～

- ( 3 ) 外国での銀行開設に当たって、流動性の運用は地域慣行に一般的には合致しなければならない、また地域の規制に従わなければならない以上、資産の監督は現地国が第 1 に責任をもつべきである。
- ( 4 ) 外国支店のソルベンシーの監督は本質的には母国当局の事項である。子会社の場合は、第 1 の責任は現地国にあるが、母国の当局も、この点に関する国内銀行の倫理的な責務を考慮しなければならない。
- ( 5 ) 実際的な協力は、現地国と母国間の情報の移転、及び現地国の領域における母国当局による、又は母国当局に代わっての監督の許可によって推進されるべきである。このような形態の協力を阻害しうる法的障害（特に職務上の守秘や国家主権の分野）を除去すべくあらゆる努力を傾けるべきである。」<sup>24</sup>

バーゼル協約の原則は、外国銀行も銀行監督に服する、監督は適切なものでなければならない、ということである。については、母国と現地国の双方の当局がともに責任をもち、いわば両者が協力、補完しあってグローバルな銀行監督を尽くすことが示された。は、一方では、特定の銀行に対する現地国の監督が不適當な場合には、母国の監督当局は、自らの監督を強化するか、又は現地での銀行の活動を抑制させることができ、他方では、特定の銀行に対する母国の監督が不適當な場合には、現地国が現地での銀行活動を抑制せたり、又はそれに特定の条件を課すという仕組みが導入されたことである<sup>25</sup>。

その後、バーゼル協約は1983年に改訂され、1990、1992年の2度にわたって追補<sup>26</sup>が作成されて、その強化が図られた。またそれ以外にも、バーゼル銀行監

---

50参照。

<sup>24</sup> Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices, Basle Concordat on Principles for Supervision of Banks' Foreign Establishment.

<sup>25</sup> Cf. C.J.Thompson, "The Basle Concordat:International Collaboration in Banking Supervision," Current Legal Issues Affecting Central Banks, Vol.1(1992), pp.332-333.なお、追補も含めたバーゼル協約については、弥永真生、「バーゼル委員会とE C指令」、石黒一憲他『国際金融倒産』、1995年、pp.65～71参照。

<sup>26</sup> Duncan E. Alford, "Basle Committee Minimum Standards: International Regulatory Response to the Failure of BCCI," George Washington Journal of International Law and

督委員会は、国際的な銀行業務に対する監督当局の合意を作成して、国際的な銀行業務規制の強化を図ってきた。銀行の自己資本比率に関するバーゼル合意はそのなかでも特に有名なものである<sup>27</sup>。

バーゼル協約自身は法的拘束力のない紳士協定にすぎないが、参加各国はそれに基づいて銀行監督を実施しており、事実上の拘束力は強い<sup>28</sup>。

バーゼル銀行監督委員会の動きは、ヘルシュタット銀行事件が一過性のものではなく、国際金融市場が成長し、それに伴って各国金融監督当局が同種の問題に直面していたことがその背景にある。国際金融市場の成長とは、銀行の海外進出が増大して、複数通貨による越境取引が銀行業務において重要な位置を占めるに至ったことを指す。このような現象にもかかわらず、銀行監督が国家単位で実施されているためにどの国もその対応に追われていたなかで、バーゼル銀行監督委員会が示した指針がバーゼル協約だった。

銀行業務が国境を越えた形で実施されるという現象は、冒頭に述べたように、近年ますます深化している。バーゼル協約は、1975年に最低限の原則を示すことに成功し、その後は当時は合意できなかった事項の審議を進めると同時に、その後の国際銀行業務の進展にも対応する形で強化されていった。

バーゼル協約・合意の第1の目的は、国際金融制度のリスク低減にあるが、それに加えて、国家間の金融規制の差に基づく競争上の不平等を最小限にすることももう一つの目的と位置づけられる<sup>29</sup>。

グローバル化した金融サービス市場では、 . 1 . で紹介したメカニズムによって国内規制は緩んできているが、国際的な規制という観点からは、規制は強化される方向にある。しかし、超国家機関が一元的に監督するのと比較する

---

Economics, Vol.26(1992), pp.249-274; 「国際的業務を営む銀行グループおよびその海外拠点の監督のための最低基準」、『日本銀行月報』1992年8月号、pp.37-42.参照。

<sup>27</sup> 島畑前掲論文、pp.50-77参照。

<sup>28</sup> Cf. Lee, op.cit., pp.1ff. なお、日本及びアメリカにおける自己資本比率規制の国内実施については、ハル・S・スコット・岩原紳作、「銀行の自己資本比率規制に関するバーゼル合意の日米における具体化」、『商事法務』1355号、1994年、p.3参照。

<sup>29</sup> Lee, op.cit., p.5.

と、その規制は当然はるかに緩やかである。

### 3 . G A T S と の 関 係

このようなバーゼル銀行監督委員会の動きは、G A T S の文脈に即して評価すれば、銀行業務に関する国内規制の中核に位置する銀行監督についての規制の調和である。金融サービス分野の中核である銀行業務については、自由化を確保するための規制の調和がすでに実際に進んでいるのである。逆にいうと、市場の国際化が規制の調和を要求したのであり、市場の国際化こそが、法的に自由化を推進する基盤なのである。バーゼル銀行監督委員会のモチーフの一つである、国家間の金融規制の差に基づく競争上の不平等の最小化は、G A T S の推進する自由化とまさに同じ政策に立つことを示している。

さらにG A T S はこの動きを推進するインセンティブも備えている。G A T S 金融サービス附属書の「信用秩序維持のための承認」中の「承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該他の国との間の協定若しくは取決めに基ついて又は自主的に行うことができる」という仕組みは、バーゼル銀行監督委員会の作業を念頭においたものと理解でき、この規定は、バーゼル銀行監督委員会の作業を強化するようとのG A T S からの働き掛けとみることができよう<sup>30</sup>。換言すれば、従来はバーゼル銀行監督委員会の活動はもっぱら実際上の必要性に基づいて進められてきたが、G A T S はこの作業に法的基礎を与えたのである。

ただし、第1に、バーゼル銀行監督委員会による規制の調和が、国際化した銀行の監督をどの程度実効的なものにしてきたかは、もう一度検討すべき課題である。規律の詳細はいぜん各国の監督当局に委ねており、B C C I 事件等<sup>31</sup>、

---

<sup>30</sup> Kristin Leigh Case, "The Daiwa Wake-up Call: The Need for International Standards for Banking Supervision," *Georgia Journal of International and Comparative Law*, Vol.26, 1996, p.229.

<sup>31</sup> B C C I 事件については、土橋哲朗、真船秀郎、「国際金融倒産とB C C I 事件」、石黒他前掲書、pp.128～144参照。

その後、事件が起こるたびに規制が強化されてきていることをみれば、依然として、国家的な規制の間にギャップがあるとみた方が自然であろう。

第2に、金融サービスのなかで、銀行業務はどのような位置を占めるのだろうか。確かに、銀行業務と証券業務、そして保険業務を截然と分けることができなくなったことが、金融サービスの大きな特色である。しかし、保険引き受け業務等、個々に抽出できる業務があることも事実であり、それらがすべて今まで述べたように市場がグローバル化しているかといえ、そうではない。例えば、火災保険分野については、依然として海外付保は禁止されており、法的に禁止はされていなくても生命保険分野は、明らかに国ごとに分かれた市場が存在する。そういう場合には、国際的な規制の調整機関があったとしても、その動きは著しく緩慢である。それに対応して、国内規制が厳然として存在し、その意味も高く評価されている。つまり、そこでは国内規制の調和は難しく、それに応じてGATSの自由化の効果も弱くなるとみななければならない。

## ・ おわりに

GATS金融サービス協定は、金融分野の自由化の法的枠組みとしては、特筆すべきものである。しかし、その意味は、市場が完全にグローバル化した分野（銀行間取引等）と、外国企業の進出等によって一定の国際化が進展したことは否めないにせよ依然として国ごとに市場画定をなしうる分野（例えば、通常の銀行リテイル取引、生命保険取引等）では、その意味が異なることに注意する必要がある。

前者については、そもそも国ごとの規制では十分対応できず、それゆえにバーゼル銀行監督委員会を通じた銀行監督の国際的な強化が実施されている。ここでは、GATSは、バーゼル協約・合意と平仄を合わせて、グローバル市場を支える枠組みだと評価できる。個々の国家独自の規制は後退して、バーゼル協約に基づいた銀行監督を、各国が分担する形で実施されていくという形である。

この分野では、そもそも実効的な規制が可能かという問題提起すらありうる。

グローバル市場で行いうる規制は限られており、各国の規制は必然的に特定の形態に集約されざるを得ないという評価である。神田秀樹教授は、ルールのグローバルスタンダード化を指摘しながら、金融資本市場のリスクを国家が直接に規制することは不可能だとし、グローバルスタンダードの規制として、自己資本規制、ディスクロージャー、監督当局間の協力体制を挙げる<sup>32</sup>。GATS金融サービス協定は、このような現状を、バーゼル協約・合意ともども、後追いに正当化したとみることができる。

それに対して、依然として国ごとに市場が画定される分野では、GATSは、伝統的なGATTにならって、外国からの企業の参入を増大させるための仕組みと捉えられる。ただ、加盟国間に先進国から開発途上国までを網羅し、また社会、文化事情も相当に異なる国の間で国内規制を接近・調和させることはなはだ難しい。実は、GATSとは異なり、明示的に共同市場の創設を目標とするECであっても、加盟各国の銀行分野における法制の調和がそれほど容易なことではなかった<sup>33</sup>。

したがって、この分野では、GATSによって一挙に外国企業が参入して国内企業と肩を並べてメインプレイヤーになることは考えられず、GATSは外国企業が進出しやすい環境作り（「漸進的な自由化」<sup>34</sup>）を実施するための枠組みとして位置づけるのが適切であろう。このような性格をもつ分野について国内規制の調和のための機関が設けられても - 例えば、保険分野の「国際保険監督官協会（IAIS）」 - 、グローバル市場におけるバーゼル銀行監督委員会のような役割を果たすことは難しいと考えられる。

---

<sup>32</sup> 神田秀樹、「金融規制の将来 - 法的視点」、『ジュリスト』1095号、1996年、p.17。

<sup>33</sup> ECにおける銀行分野の統合については、中村民雄、「ECの第2銀行指令と市場統合」、『相関社会科学』2・3合併号、1992年、pp.122～134；イヴォ・ヴァン・バエル（山根真文訳）、「ECの銀行業のための単一市場の創設」、『国際商事法務』18巻4号、1990年参照。

<sup>34</sup> GATT第4部のタイトル